

看護学教育基準案

1. 趣 旨

この基準は、大学の医学部または医学部附属病院に付属する看護婦学校に行なう教育の最低の基準を示すものであつて、すべての看護婦学校はこの基準によるものとする。

2. 目 的

看護教育においては、看護に必要な知識および技能を授け、優秀な看護婦を養成することを目的とする。

3. 修業年限

看護婦学校の修業年限は、5年以上とし、1カ年の実際授業期間は40週以上で、1週間の授業時間は33時間以上とする。

4. 学生定員

学生の定員は、1学年50名以内とする。

5. 入学資格

入学資格は、高等学校を卒業したもの、または、監督庁がこれと同等以上の学力があると認めたと者とする。

6. 授業科目およびその単位・時間数(別表(1))

a. 一般教育科目(含外国語・保健体育)

32単位 640時間

b. 専門科目

96単位 3,200時間

(1) 看護基礎学講義及び実習 64単位 1,280時間

病室その 26単位 1,560時間

(2) 臨床実習部門 他の実習

(別表(2)) 外来実習 6単位 360時間

7. 教員組織

看護婦学校の教員は、学識経験のある看護婦およびその他で組織されなければならない。

a. 専任教員の数は、6名以上とする。医師である専任教員1~2名をおくことが望ましい。

b. 専任教員のうち1名を教育主任とする。

c. 看護婦である専任教員は、専任教員の教育を修了した者とする。

d. 看護婦である専任教員が担当しなければならない授業科目は次のとおりとする。

看護原理および実際

看護倫理(職業的調整・病棟管理を含む)

看護史

各科看護法

臨床指導

8. 臨床実習

主たる臨床実習施設（内科系・外科系・小児科・産科の各診療科）の病室および外来における看護の臨床指導は、専任教員の教育を終了した看護婦が行なうこと。

なお、右の（1）内に掲げるもの以外の診療科の病室および外来においても臨床実習指導者をおくことが望ましい。

9. 事務組織

看護婦学校の事務を処理する専任の事務職員をおくこと。

10. 施設

a. 校舎等（別表（3））

b. 臨床実習施設

主たる臨床実習施設としては、次に掲げる診療科について臨床実習上必要な設備を有すること。

内科（結核・伝染病を含む）・外科及び整形外科・小児科・産婦人科・神経精神科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・放射線科

ただし、上に掲げる診療科のうち、主たる臨床実習施設にない診療科についての臨床実習は近接地にある他の施設に委託実習をすることができるとする。

また、実習病院の病床数は300床以上で、教育上診療各科に適当に配分利用されなければならない。

保健所実習については、学校に近接する施設に委託実習すること。

c. 休養室

夜間実習の学生のために、主たる実習施設内あるいは最寄りの場所に特別な休養室を設けること。

11. 設備等

看護婦学校専用として次に掲げる設備を有すること。

a. 機械・器具（別表）（略）

b. 標本・模型

骨格・人体模型・解剖図表その他の必要な教材

c. 図書

医学及び看護学に関する専門図書ならびに一般教養図書、雑誌（種類別）等の参考図書を少くとも3千冊以上備えること。

（備考）

免許を得た後、3年以上業務に従事している准看護婦または高等学校を卒業している准看護婦を教育する看護婦学校（2年課程）における教育および看護婦を養成する短期大学の基準は別に定める。

別表(1) 教育課程

区分	学 科 目	単 位	時間数	備 考	
一 般 教 育 科 目	数 学	5	30		
	心理学	1.5	30		
	社会学	1.5	30		
	物理及び化学	3.5	70		
	外国語	1.2	24		
	保健体育	1.2	24		
	小 計	5.2	64		
	専 門 科	医科学概論	1	20	
		病理総論	2	40	
		薬 理	2	40	
		解剖生理	5	100	
		細菌学	3	60	
		衛生統計	1.5	30	
		社会福祉	1.5	30	
		公衆衛生概論	3	60	
		生化学	3	60	栄養学を含む
		看護学	4.2	84	
目 録	看護史	1	20	職業的調整・病棟管理を含む 保健事業の原理及び実際の概論を教授する 医師及び看護婦による 同上、手術室(一般外科)を含む 同上、結核及び寄生虫を含む 同上、新生児を含む 同上、母性衛生及び助産法概論を含む 同上	
	看護倫理及び実際	1.5	30		
	看護原理及び概論	7	140		
	公衆衛生看護概論	1	20		
	内科学及び看護法	5	100		
	外科学及び看護法	5	100		
	伝染病学及び看護法	4	80		
	小児科学及び看護法	3	60		
	産婦人科学及び看護法	3.5	70		
	神経精神医学及び看護法	1.5	30		
眼科学及び看護法	1	20			

区分	学 科 目	単 位	時 間 数	備 考
専 門 科 目	歯科学及び看護法	1	20	口腔衛生を含む
	耳鼻咽喉科学及び看護法	1	20	
	皮膚科学及び看護法	1	20	性病を含む
	泌尿器科学及び看護法	1	20	
	放射線医学及び看護法	1.5	20	
	整形外科科学及び看護法	2	40	
	理学療法	1	20	
	小 計	64	1280	内科学及び看護法から放射線医学及び看護法までの学習については保健予防指導を含むものとする
	合 計	96	1920	

別表 (2)

病室その他の実習			外来実習		
科目	単位	時間	科目	単位	時間
内科	4	240	内科	0.5	30
伝染病 (結核を含む)	2	120	小児科	0.5	30
小児科	3	180	皮膚科	0.5	30
精神科	1	60	放射線科	0.5	30
皮膚科	0.5	30	外科	0.5	30
放射線科	0.5	30	整形外科	0.5	30
外科	5.5	210	産婦人科	0.5	30
整形外科	1.5	90	耳鼻咽喉科	0.5	30
産婦人科	4	240	眼科	0.5	30
産科 (分娩室) (新生児室)	3	180	泌尿器科	0.5	30
婦人科	1	60	歯科	0.5	30
耳鼻咽喉科	1	60	保健科	0.5	30
眼科	1	60			
泌尿器科	0.5	30			
手術室	3	180			
特別食調理室	0.5	30			
計	26	1560	計	6	360

備考

授業日は、1年間40週以上とし、1週は33時間以上とする。

講義については、1科目につき1週1時間20週(前期)を1単位とし、臨床実習については、1科目につき1週3時間20週を1単位とする。

別表 3

施設名	数	摘要	専兼の別
講義室	3以上	1教室について学生1人当り0.7坪以上の平面面積または増設造りのもの	専用
基礎看護実習室	1以上	看護原理を実習するのに必要数のベット等を取容し得るもの	専用
実験室	1以上	物理、化学、細菌、病理等の実験用	原則を原則とするが他との同系と兼用は可
栄養実習室	1以上	栄養、調理実習用	専用は可
図書室	1以上	学生総数の1割の座席を有するもの	専用は可
教員室	1以上	教務用（学校長室、講師控室等を含む）	専用
事務室	1以上	学校事務用	専用
学生控室	1以上	学生更衣用	専用